

平成30年3月12日策定

令和6年7月1日改正

宇城市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

宇城市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられた。

宇城市においては、平地と中山間地域があり、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地域では、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止や解消、適切な土地利用に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、宇城市農業委員会の指針として、具体的な取組及び目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する熊本県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する宇城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

目標と実績	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
当 初 (令和4年4月)	5,490.0 ha	399.0 ha	7.3 %
3年後の目標 (令和7年3月)	5,441.3 ha	345.0 ha	6.3 %
目 標 (令和9年3月)	5,408.8 ha	309.0 ha	5.7 %

注1:農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型(都市的地域、平地産業地域、中間産業地域及び山間農業地域)によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員の地区割による、農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④ 相続登記の義務化について

相続登記の義務化により、以前より所有者の把握がしやすくなるため、農地の適正管理の周知徹底と農地所有の意識づけの強化を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

目標と実績	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和4年4月)	5,490.0 ha	3,234.0 ha	58.9 %
3年後の目標 (令和7年3月)	5,441.3 ha	3,629.3 ha	66.7 %
目 標 (令和12年3月)	5,360.0 ha	4,288.0 ha	80.0 %

注1：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型(都市的地域、平地産業地域、中間産業地域及び山間農業地域)によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等につ

いてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定等について

農地の利用調整については、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、集落等の話し合いを推進し農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和4年4月）	5 人 （ 2. 8 ha）	0 法人 （ 0 ha）
3年後の目標 （令和7年3月）	12 人 （ 6. 8 ha）	3 法人 （ 6. 3 ha）
目 標 （令和15年9月）	33 人 （ 18. 1 ha）	12 法人 （ 24. 0 ha）

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地等の発生状況等

を考慮しながら、農政課と協議し農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法、

① 関係機関との連携について

県、県農業会議、市、農地中間管理機構や関係機関と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学を実施する。

② 新規就農（参入）の確保について

新規参入者からの相談に応じ、農業委員及び推進委員が農地をあっせんするなど、地域で円滑に就農できるようアドバイスを行う。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会の区域内において地域内の遊休化が深刻な地域については、円滑な地域営農の向上への対応を図り、新規就農等を促進する。

また、農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件及びフォローアップ体制の整備を図る。

3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

宇城市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、宇城市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力
- ・ アンケート調査の未回答分について、タブレット端末等を用いて意向

把握に努める。

- ・ 目標地図の素案作成について、令和 6 年 1 2 月までに全ての地区での目標地図素案作成を完了し、令和 7 年 3 月末までに地域計画の策定手続きを完了させる。
- ・ 農業委員会として地域計画に沿った農地売買及び貸借のあっせんを推進していくなど、農地利用最適化活動に繋げていく。